

名張市道ネーミングライツ（命名権）募集要項（案）

1. 趣旨

名張市では、市道の適切な維持管理による市民生活の安定を図るため、新たな財源確保を目的として、市道の通称等を命名する権利（以下「ネーミングライツ」といいます。）を民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」といいます。）に有償で付与することとし、事業者等へ広告の機会を提供します。

このことにより得た収益については、当該市道等の維持管理に関する財源とし、利用者のサービスの向上を図ります。

2. 募集主体

名張市

3. ネーミングライツの対象市道

本市が1級市道として認定している次の市道及び名張駅東西連絡線（資料③「ネーミングライツ対象市道位置図」のとおりです。）

(1) 市道名張駅桔梗が丘線①（路線番号1001）

ア. 所在地 国道368号桔梗が丘駅口交差点～市道赤坂夏秋橋線交差点

イ. 対象延長 5,154メートルのうち、850メートルの区間

ウ. 供用開始 昭和58年7月8日

(2) 市道名張駅桔梗が丘線②（路線番号1001）

ア. 所在地 市道東町中川原線交差点～県道57号線平尾交差点

イ. 対象延長 5,154メートルのうち、716メートルの区間

ウ. 供用開始 昭和58年7月8日

(3) 市道東町中川原線及び市道本町夏秋線の一部（路線番号1010及び1005）

ア. 所在地 県道57号線東町交差点～国道165号夏見北交差点

イ. 対象延長 2,139メートルのうち、1,211メートルの区間

ウ. 供用開始 平成13年12月18日（市道東町中川原線）、平成6年4月1日（市道本町夏秋線）

(4) 市道本町夏秋線の一部（路線番号1005）

ア. 所在地 総合福祉センターふれあい前交差点～市道東町中川原線交差点

イ. 対象延長 1,212メートルのうち、887メートルの区間

- ウ. 供用開始 平成6年4月1日
- (5) 市道赤坂夏秋橋線の一部(路線番号1018)
 - ア. 所在地 県道691号線T字交差点～国道165号名張警察署前交差点
 - イ. 対象延長 2,572メートルのうち、815メートルの区間
 - ウ. 供用開始 昭和58年7月8日
- (6) 市道桔梗が丘中央線(路線番号1003)
 - ア. 国道165号桔梗が丘1交差点～桔梗が丘駅前
 - イ. 2,119メートルのうち、676メートルの区間
 - ウ. 供用開始 昭和58年7月8日
- (7) 市道名張駅東西連絡線
 - ア. 所在地 名張駅東西の駅前広場を結ぶ連絡通路
 - イ. 対象延長 総延長65メートルの区間
 - ウ. 供用開始 平成3年10月1日

4. ネーミングライツの範囲

- (1) 契約期間中において、対象市道の通称として事業社名又はブランド名を付けることができます。(公式名称は「市道〇〇線」とし、認定された路線名は変更しません。)
- (2) 通称は、市道にふさわしいものとし、市のイメージを損なわないものとします。なお、通称に関しては、名張市ネーミングライツ・パートナー制度実施要綱第3条に掲げるものを含まない内容とします。また、商標登録等の侵害にならないよう事前にご確認ください。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の通称の変更はできません。

5. 募集条件

- (1) 契約期間は、令和7年7月1日から令和12年3月31日までとします。なお、契約期間終了後に引き続き契約を希望する場合の優先交渉権があります。
- (2) ネーミングライツ料は、1路線につき年間20万円(税込)以上とします。
- (3) ネーミングライツ料の納入は、契約期間の最初の月の末日までに、1年分を一括納入していただきます。ただし、初年度に限り12分の9か月分のネーミングライツ料を納入する(千円未満切捨て)
- (4) 通称名看板等の設置や契約期間満了後の当該看板等の撤去及び原状回復の費用については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。ただし、当該看板等の設置に伴う道路占用料は免除します。
なお、通称名看板等の設置場所は歩道とし、市道に並行して歩行者の通行に支障がない場所に1路線につき2か所まで設置できることとします。

- (5) 通称には必ず「〇〇通り」又は「〇〇ロード」等の道路であることを表現する文字を入れることとします。

6. 申込方法及び提出書類

(1) 募集要項配布期間

令和7年2月17日(月)～同年3月5日(水) (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。配布時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 質問受付期間

令和7年2月17日(月)～同年3月7日(金) 午後5時15分までとし、電子メールにて質問してください。

(3) 回答方法

全ての質問に対する回答は、令和7年3月14日(金)までに市ホームページにおいて公開して行います。

(4) 申込書受付期間

令和7年2月17日(月)～同年3月31日(月) 午後5時15分まで

(5) 提出書類(申込書受付期間中に正本1部及び副本1部提出してください。)

ア. 名張市道ネーミングライツ(命名権)申込書

イ. 国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類(納税証明書、完納証明等)

ウ. 会社概要及び直近3年間の決算報告書(3年未満の事業者は直近分の決算報告書)

エ. 登記事項証明書又は登記簿謄本(発行日から3か月以内)

(6) 提出方法

名張市都市整備部維持管理室へ持参又は郵送(令和7年3月31日必着)により、提出してください。

7. 選定方法

募集期間終了後に名張市広告等審査委員会において、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか否か、また、応募された通称名、提案金額等を総合的に審査して市長が決定します。

8. 応募資格

ネーミングライツ・パートナーになることができる者は、次のとおりとします。

- (1) 自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人又は任意の団体等(個人は除きます。)
- (2) 名張市ネーミングライツ・パートナー制度実施要綱第3条第2項に規定する事業者等に該当しない者

(3) 国税及び地方税を滞納していない者

9. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、選定されたネーミングライツ・パートナーについては市ホームページにおいて公表します。

10. 契約その他

- (1) ネーミングライツ・パートナーとの最終協議後、速やかに名張市と契約を締結していただきます。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが本募集要項に違反した場合、又は社会的に著しい不祥事を起こした場合には、契約を解除します。この場合は、当該年度分のネーミングライツ料は返還しません。

11. ネーミングライツ・パートナーの特典

- (1) 通称名が記載された通称看板（以下「通称看板」といいます。）の新設設置
- (2) 上記（1）に伴う道路占用料の免除
- (3) 市が作成するパンフレット等の印刷物、市ホームページ等への通称名の表示
- (4) ネーミングライツ・パートナーが作成するパンフレット等の印刷物、市ホームページ等におけるネーミングライツパートナーであることの周知
- (5) 契約期間終了後に引き続き契約を希望する場合の優先交渉権

12. ネーミングライツ料以外の費用負担

区分	負担者
通称看板の新設（通称看板の新設後の維持管理を含みます。）及び契約期間終了後の原状回復（※1）	ネーミングライツパートナー（※2）
三重県屋外広告物条例に基づく手続（※1）	ネーミングライツパートナー（※2）
契約後に行う市作成印刷物等の表示	市

※1 通称看板の新設については、看板等の規格や設置位置の状況によっては、本市や関係機関との協議が必要となる場合があります。また、協議により希望箇所に表示できない場合があります。

※2 ネーミングライツに係る契約料の他に別途費用負担が必要です。

13. 応募及びお問い合わせ先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市 都市整備部 維持管理室

TEL : 0595-63-2151

Mail : kanri@city.nabari.lg.jp

FAX : 0595-63-4677